

——第 1 編——

總 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務（法第16条）

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ（法第35条第1項）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する第16条第1項及び第2項(注)に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、市長が必要と認める事項

(注)

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定め

るところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 事前対策 ～平素からの備えや予防～
- 第3編 応急対策 ～武力攻撃事態等への対処～
- 第4編 事後対策 ～復旧等～
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3 市国民保護計画の見直し、変更手続

- 1 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編	○ 鳴門市国民保護協議会委員名簿	p. 214
	○ 鳴門市国民保護協議会条例	p. 216
	○ 鳴門市国民保護協議会運営規程	p. 218

2 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針を定める。

第1 基本的人権の尊重（法第5条、基第1章1）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基第1章2）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3 国民に対する情報提供（法第8条、基第1章3）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基第1章4）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5 国民の協力（法第4条、基第1章5）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条、基第1章6）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に

かんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

第7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条、基第1章7）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基第1章8）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

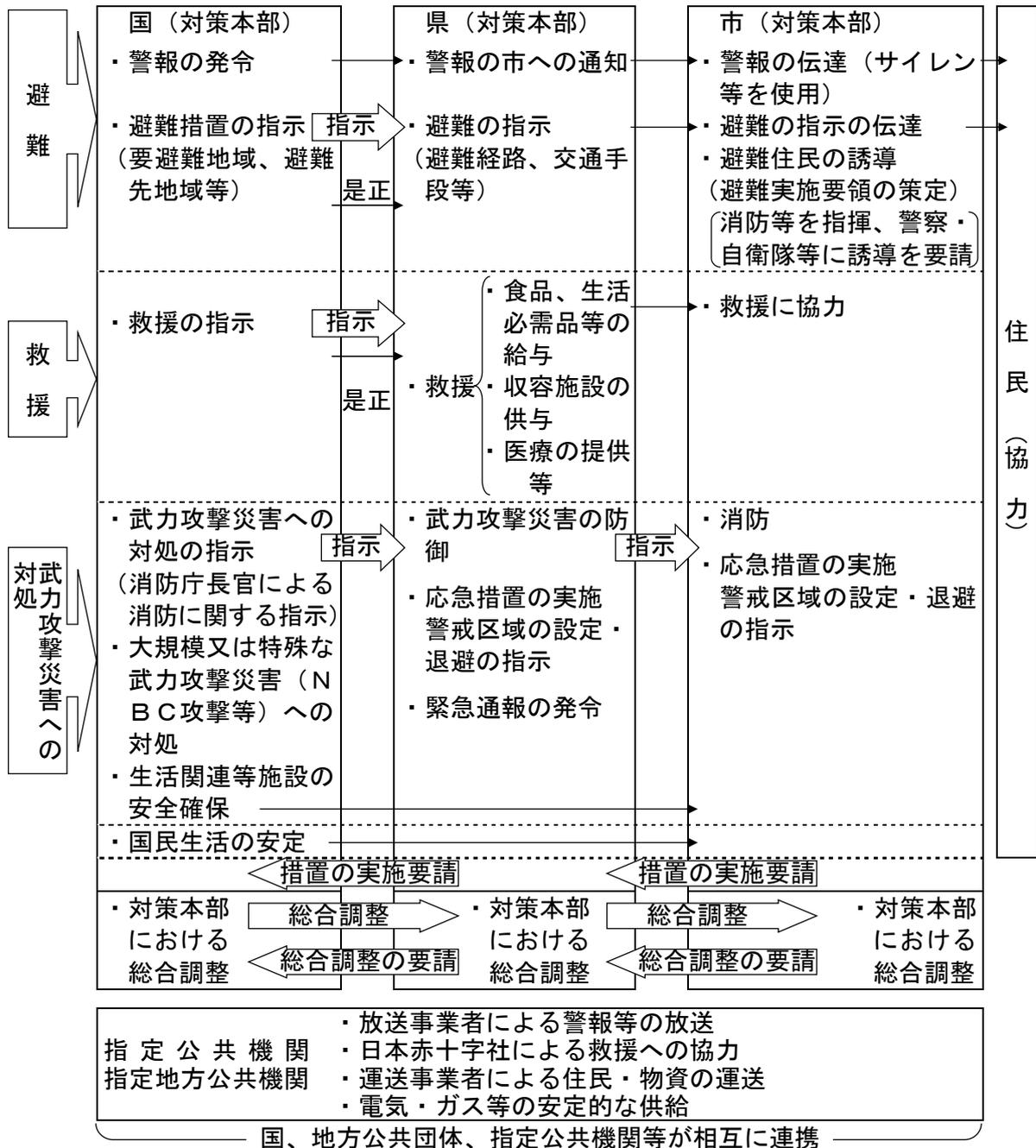
第3章 市等関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割分担の概要及び事務又は業務の大綱等を確認するとともに、関係機関の連絡先等をあらかじめ把握しておく。

第1 国民保護措置の仕組み

国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



第2 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直し 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第3 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成、見直し 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住

	<p>民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	--

第4 関係機関の事務

1 関係指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<p>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>
中国四国防衛局	<p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
四国総合通信局	<p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成</p>
四国財務局	<p>1 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>3 普通財産の無償貸付</p> <p>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p>
神戸税関	<p>1 輸入物資の通関手続</p>
四国厚生支局	<p>1 救済等に係る情報の収集及び提供</p>
徳島労働局	<p>1 被災者の雇用対策</p>

中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策 3 鉱山における災害時の応急対策
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 所管施設利用者への情報提供
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部 福岡航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

2 関係指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者 (日本放送協会)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 (四国旅客鉄道株式会社) (日本通運株式会社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社等)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 (四国電力株式会社)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他医療機関	1 医療の確保
道路の管理者 (西日本高速道路株式会社) (本州四国連絡高速道路株式会社)	1 道路の管理
日本赤十字社 (徳島県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

3 関係指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 (四国放送株式会社) (株式会社エフエム徳島)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 (阿佐海岸鉄道株式会社) (一般社団法人徳島県バス協会) (一般社団法人徳島県トラック協会) (南海フェリー株式会社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 (四国ガス株式会社) (一般社団法人徳島県エルピーガス協会)	1 ガスの安定的な供給
病院その他医療機関 (一般社団法人徳島県医師会)	1 医療の確保

第5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14旅団 第15即応機動連隊	1 武力攻撃事態等(緊急対処事態)における侵害の排除 2 武力攻撃事態等(緊急対処事態)における国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施および関係機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)の支援等

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、本市を含め近隣市町の地理的、社会的特徴等について把握することとし、次のとおり国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について整理する。

第1 地理的特徴

1 位置及び面積

鳴門市は、四国の東部、徳島県の東北端にあり、面積135.66km²で、東経134° 36′ 40″、北緯34° 10′ 9″に位置し、板野町、藍住町、北島町、松茂町及び香川県東かがわ市と隣接している。鳴門海峡を隔てて淡路島に対峙し、本州と結ぶ四国の東玄関となっている。

市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北西部には阿讃山脈、北は播磨灘、東に紀伊水道を臨み、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地である。

平成10年に神戸淡路鳴門自動車道が開通し、さらに平成14年に高松自動車道が全線開通したことから、四国・本州の交流拠点都市としても重要な役割をなしている。

2 地勢

市域面積13,566haのうち、山林が約56%、田・畑などの農地が約17%、宅地が約8%を占めており、農地や山林が減少して宅地等が増加する傾向にある。

また、市域の北部は阿讃山脈の東端にあたり山地が多く、南部は吉野川の北岸下流域に位置し、吉野川流域に開けた沖積平野となっている。

3 気象等

瀬戸内気候型の特徴が強く、地域の年間平均気温は約17℃、降雨量は約1,500mmと温暖寡雨で自然的条件に恵まれた地であるが、台風の常襲地帯である。

4 河川・海岸

本市には、国管理の一級河川が1河川、県管理の一級河川が10河川、二級河川が7河川、市管理の準用河川が18河川ある。

また、海岸延長は、約85.4kmで、このうち市管理漁港海岸は約13.0kmであ

る。これらの海岸の防護施設は、高潮・波浪・海岸浸食などの影響を受けやすい。

第2 社会的特徴

1 人口

本市の人口は、平成7年以降減少傾向にあり、平成30年9月末現在57,967人となっている。また、1世帯当たりの人数は減少しており、核家族化の傾向にある。

一方、65歳以上の高齢者数は増加を続けており、この傾向は今後も続くことが予想される。

年	人口 (人)	増 減		世帯数	1世帯 当たり (人)	老年人口(65歳以上)	
		数(人)	率(%)			人口(人)	割合(%)
平成2年	64,575	246	0.38	19,130	3.37	9,954	15.4
7年	64,923	348	0.53	20,541	3.16	12,140	18.7
12年	64,620	△ 303	0.46	21,841	2.95	13,991	21.7
17年	63,200	△ 1,420	△ 2.19	22,343	2.82	15,124	23.9
22年	61,513	△ 1,687	△ 2.67	22,994	2.68	16,323	26.5
27年	59,101	△ 2,412	△ 3.92	23,234	2.54	18,448	31.2

2 交通網

(1) 交通

本市は、近畿圏と直結する神戸淡路鳴門自動車道や四国横断自動車道が走り、また、徳島市を起点とする四国縦貫自動車道に近接するなど、高速道路網の要所となっている。また、一般国道では、国道11号及び国道28号が縦貫するほか、県道も11号（鳴門公園線）、12号（鳴門池田線）、39号（徳島鳴門線）、41号（徳島北灘線）及び42号（瀬戸撫養線）が重要な役割を担っている。

(2) 鉄道、バス、港湾等

鉄道は、JR鳴門線、高德線が市の南部を東西に走っている。また、地域住民の身近な足である徳島バス及び鳴門市地域バスの運行により、生活路線が確保されるとともに、四国・徳島と京阪神を結ぶ高速バスの交通網が整備されている。特に、観光情報センターをはじめ高速鳴門バス停周辺エリア「ふるーあ鳴門」は、観光の玄関口になっている。

一方、港湾については、県が管理する折野港、亀浦港、撫養港、栗津港

の4港があり、海運流通基地として重要な役割を担っている。また、県管理の漁港が4箇所、市管理の漁港が8箇所ある。

第3 市の課題

本市は、明石海峡大橋の開通や神戸淡路鳴門自動車道、四国横断自動車道、四国縦貫自動車道の整備などにより、高速交通網が大きく進展したことから、関西をはじめ本州と四国を結ぶ「ヒト、モノ、情報」の交流する拠点都市としての役割を果たしている。

したがって、武力攻撃事態等が発生した場合には、県内だけでなく中国、近畿圏に大きな影響を与えるため、市の自然的、社会的状況を踏まえた対応が求められる。

また、県境を越えた避難や救援等の国民保護措置を実施する際にも、これらの交通網を利用することになるため、県、関係機関等と協力して道路・交通等の現況を把握しておくことが必要といえる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態等（基第2章第1節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とし、その類型、事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 種類

- | |
|-------------------|
| (1) 着上陸侵攻 |
| (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 |
| (3) 弾道ミサイル攻撃 |
| (4) 航空攻撃 |

(2) 特徴及び留意点

これらの4類型の特徴及び国民保護措置の実施にあたって留意すべき事項は次のとおりである。

種類	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	(1) 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶ。 (2) 武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 (3) 船舶による上陸の場合は沿岸部が、航空機による場合は空港が侵攻目標となりやすい。 (4) 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	(1) 事前準備が可能で、戦闘が予想される地域から先行して避難させる。 (2) 広域避難が必要 (3) 武力攻撃終了後の復旧が課題
ゲリラや特殊部隊による	(1) 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることとも考えられる。 (2) 被害の範囲は比較的狭い範囲に	(1) 攻撃当初は屋内に一時避難させ、安全の措置を講じつつ移動させる等、事態の状況に応じた措置が必要

攻撃部隊	限定されるが、攻撃目標により二次被害の発生も想定される。	
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> (1) 攻撃目標を特定することは極めて困難 (2) 弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であり、種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。 (3) 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等被害は比較的局限される。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発射後短時間で着弾するため、迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化することが重要
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兆候を察知することは比較的容易であるが、攻撃目標を特定することは困難 (2) 都市部、ライフラインのインフラ施設が主要な目標となり得る。 (3) 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 (4) 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難措置を広範囲に指示する必要 (2) 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要

第2 緊急対処事態（基第5章第1節）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とする。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
(1) 他県の原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 (2) 汚染された飲食物の摂取により被ばくする。
(2) 石油コンビナート、可燃性ガス	(1) 爆発及び火災の発生により住民に被害

貯蔵施設等の爆破	が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
(3) 危険物積載船への攻撃	(1) 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会経済活動に支障が生ずる。
(4) ダムの破壊	(1) ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破	(1) 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には被害はさらに多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
(1) ダーティーボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散	(1) 爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等 (2) 放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 (3) 小型核弾頭については、核兵器の特徴と同様である。
(2) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	(1) 生物剤については、生物兵器の特徴と同様である。
(3) 水源地に対する毒素等の混入	(1) 毒素については、化学兵器の特徴と類似している。
(4) 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布	(1) 化学剤については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
(1) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来	<p>(1) 主な被害は施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>(2) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>(3) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</p>

第3 NBC攻撃の場合

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、特殊な対応が必要となるNBC攻撃の特徴等については、次のとおりである。

1 種類

- | |
|---|
| <p>(1) 核兵器等</p> <p>(2) 生物兵器</p> <p>(3) 化学兵器</p> |
|---|

2 特徴及び対応

種類	特 徴	対 応
核 兵	<p>(1) 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、残留放射線により被害範囲が拡大する。</p> <p>※ 残留放射線…爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性投下物）と初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。</p>	<p>(1) 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p>

器 等	<p>(2) 放射性投下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性投下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生する。</p>	<p>(1) 避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性投下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。</p> <p>(2) 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</p> <p>(4) 汚染地域への立入制限を確実に行う。</p>
	<p>(3) ダーティーボムは核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p>	<p>(1) 核兵器と同様の対応が必要となる。</p> <p>(2) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。</p>
生 物 兵 器	<p>(1) 人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときは、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>(2) 使用される生物剤の特性等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p>	<p>(1) 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>

化学兵器	<p>(1) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>(2) 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p>	<p>(1) 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測をして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切に行う。</p> <p>(2) 汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行う。</p> <p>(3) 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域から原因物質を取り除く。</p>
------	--	---